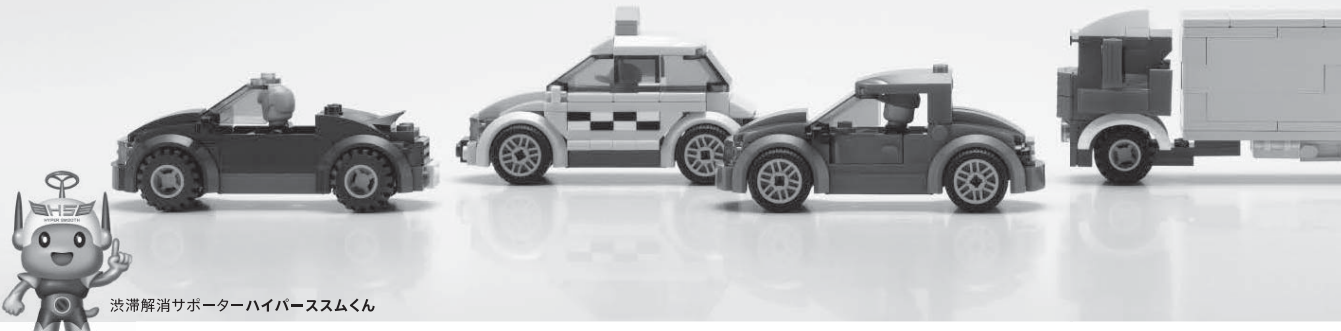


渋滞のない未来をつくろう。

渋滞をなくせるのは「人」の力です。私たちの取組とあなたの行動が渋滞解消につながります。



私たちが東京の渋滞解消に取り組んでいます。都民・ドライバーの皆様。あなたの行動が渋滞解消につながります。

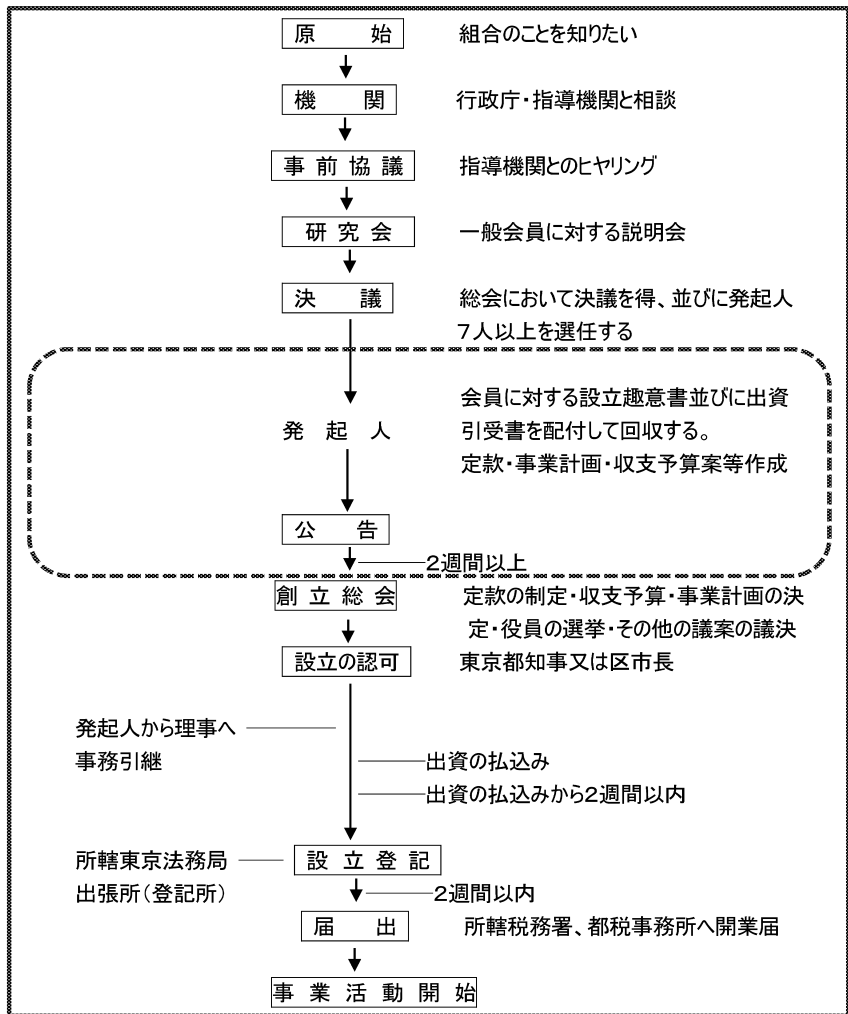
みんなでクリアにしよう。東京の渋滞。

ハイパスームズ作戦

今すぐアクセス!! ハイパスームズ作戦 東京都 警視庁 東京国道事務所

ハイパスームズ作戦とは、既存の道路を活かし、都内の渋滞の著しい箇所に集中的な施策を行い、渋滞解消を目指す事業です。

商店街振興組合設立の手引き



図：商店街振興組合設立の流れ ※本号へ2ページの解説内容は点線囲み部分

2. 発起人(創立総会までの手続き)

発起人(法第34条) 商店街振興組合法についての勉強会や説明会(組合の設立に関して法律の内容、設立手続きなど知りたい場合は、行政や、区・市商店街連合会、都振連などが相談に応じたり、職員を派遣します)を通じて、会員の知識と理解が深まり、商店街で組合を設立する意向が固まったら(総会などで決議するのが望ましい)、発起人が中心となって具体的な実務を進める。

3. 設立同意を求める

地区と組合員資格の範囲を設定し、その地区内において組合員資格を有する営業店舗等すべて(既存の商店街に加入、未加入を問わず)に「設立趣意書」と「設立同意書及び出資引受書」を配布して、商店街振興組合への加入と出資引受の同意を求める。

4. 地図の作成

同意者が確定した段階で、組合の地区における有資格者の加入状況や隣接商店街との境界の確認など組合設立の要件として必要な事項について行政による地区調査が行われるので、地区の地図及び業種別一覧表を作成する。

5. 定款、事業計画、収支予算案等の原案作成

発起人は創立総会に提出し、それに基づいて活動するための「定款・事業計画・収支予算(初年度・次年度の2年分)」の原案を作成する。組合の設立手続を円滑に進めるため、行政や、都振連では創立総会に提出すべき、これらの原案作成の段階で相談に応じている。

1) 定款 定款とは 定款は、組合の組織及び事業活動に関する根本規則であり、組合の自治法ともいえるべきものである。定款作成上の留意点 参考定款に基づき原案を作成する場合には、機械的にこれを写しかねるようなことを避け、よく検討して組合の実情に適したものにしなければならない。

2) 定款の記載事項 定款に記載する事項には、法律によって記載が義務づけられている必要記載事項と、組合が自由に記載できる任意記載事項がある。必要事項は、さらに絶対的必要記載事項と相対的必要記載事項に分けられる。

3) 任意記載事項 定款に記載するかどうかは組合の裁量に委ねられている事項。しかし、いったん組合で決定し、定款に記載すれば、その定めにより拘束されることはいままでの間。例：理事会の招集期間の短縮、緊急議案の議決、理事会の書面議決など

4) 設立後2事業年度の事業計画 事業計画案作成にあたっては事業規模、手数料及び実施方法、資金計画などをはっきり定めなければならない。

5) 設立後2事業年度の収支予算案 収支予算案作成の注意点は次の通り。イ. 収入の部は、事業収入、賦課金等収入及び事業外収入に区分し、それぞれの科目、金額及びその積算基礎を明らかにする。ウ. 事業収入、事業費は事業計画の事業の順とする。エ. 収支予算案には、組合名、年度区分(初年度又は次年度の別)、事業の開始及び終了年月日を含める。

6) 開催公告 以上のような手続が終わったら、設立同意者による創立総会を開催する。創立総会については、少なくとも2週間前までに開催公告を行わなければならない。公告は設立事務所その他適当な場所に会議の日時と場所、議案の内容等を掲示してするなどの方法があるが、書面による通知の場合は、開催日の2週間前までに届くようにしなければならない(2週間前に発送するのではない)。

地方連携で「ふるさと割」 港区商連 コラボ商品や30%引 港区商店街連合会(須永連雄会長)の公式バーチャルモール「mimo」(mimo.jp)で、「ふるさと割」がスタートした。

今回のキャンペーンの 特徴は、全国の地方物産 郡上市と連携。各地の魚介や農産品などの物産を「ふるさと割」で販売し、ミモモ効果も得ており、今後とも品揃えを拡充や、他の地方都市との連携も検討していく方針。

「ふるさと割」は、今年9月1日に、区内共通商券券000円分の交換券、区のコミケボがセットとなったオリジナル冊子「M」の引換券、区内210の観光施設・店舗で使える販売スタート。バーチャルリアル双方を駆使して、港区区内の店舗の魅力を地元のみならず観光客向けにも広く発信していく。

「ふるさと割」の引換券、区内210の観光施設・店舗で使える販売スタート。バーチャルリアル双方を駆使して、港区区内の店舗の魅力を地元のみならず観光客向けにも広く発信していく。

「ふるさと割」の引換券、区内210の観光施設・店舗で使える販売スタート。バーチャルリアル双方を駆使して、港区区内の店舗の魅力を地元のみならず観光客向けにも広く発信していく。

「ふるさと割」の引換券、区内210の観光施設・店舗で使える販売スタート。バーチャルリアル双方を駆使して、港区区内の店舗の魅力を地元のみならず観光客向けにも広く発信していく。

「ふるさと割」の引換券、区内210の観光施設・店舗で使える販売スタート。バーチャルリアル双方を駆使して、港区区内の店舗の魅力を地元のみならず観光客向けにも広く発信していく。